

要介護1・2の方に関する新規入所決定の手順

1. 特例外入所の要件の確認（施設）

要介護1・2の方については、以下のような「居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由（以下、「特例外入所の要件」という。）」を有することが必要となる。

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。
- ⑤ 上記4要件に準ずる状態が複合的に生じている等、総合的に勘案して在宅生活が困難であり、他のサービスの利用が困難であること。

2. 意見照会（施設→市）

施設にて特例外入所の要件に該当すると認められる場合には、以下の書類により介護保険課に意見照会を行う。

- ① 照会書（特例外入所に係る意見照会）
 - ・該当する特例外入所要件にチェックする
 - ・介護支援専門員等による意見として、特例外入所要件を考慮し入所が必要な理由を記載する
- ② 標準入所申込書の写し
- ③ 標準調査票の写し

※様式については市ウェブサイト参照 ID:1056913

※②③については施設の様式でも可

3. 意見回答（市→施設）

施設からの意見照会に対し、介護保険課が回答書を送付する。

4. 入所決定手続き（施設）

要介護3以上の方と同様に入所決定の手続きを進める。

※特例外入所の要件に該当する場合のみ

要介護1・2の方に関する継続入所の手順

要介護1・2の方については、以下のような「居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由（以下、「特例入所の要件」という。）」を有することが必要となる。

要介護3以上であった者が要介護1・2と認定された場合や、要介護1・2で特別な事由による優先入所をした者がその特別な事由がなくなった場合に、特例入所に該当すると考えられる時は以下の手順をふむ必要がある。

1. 特例入所の要件の確認（施設）

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。
- ⑤ 上記4要件に準ずる状態が複合的に生じている等、総合的に勘案して在宅生活が困難であり、他のサービスの利用が困難であること。

2. 意見照会（施設→市）

施設にて特例入所の要件に該当すると認められる場合には、以下の書類により介護保険課に意見照会を行う。

- ① 照会書（特例入所に係る意見照会）
 - ・該当する特例入所要件にチェックする
 - ・介護支援専門員等による意見として、特例入所要件を考慮し入所が必要な理由を記載する
- ② 標準調査票の写し

※様式については市ウェブサイト参照 ID:1056913

※②については施設の様式でも可

それぞれの提出期限は以下の通り

- ・基本的に要介護1・2の認定有効開始日の前日まで
- ・要介護1・2の認定が遅れた場合は結果が分かり次第すみやかに
- ・特別な事由による優先入所をした者(一宮市特別養護老人ホーム標準入所指針参照)がその特別な事由がなくなった場合はすみやかに

3. 意見回答（市→施設）

施設からの意見照会に対し、介護保険課が回答書を送付する。